

武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 武蔵野市学校施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）を武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）が策定するにあたり、今後の学校施設の整備の在り方、標準仕様、改築する学校の選定等について必要な事項を検討するため、武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を委員会に報告する。

- (1) 新たな教育課題に関すること。
- (2) 学校の教室その他の必要な施設及び当該施設の標準仕様に関すること。
- (3) 改築する学校の選定及び改築する順序に関すること。
- (4) 地域の公共施設として学校施設に求められる機能に関すること。
- (5) 基本計画の素案の策定に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、策定委員会が基本計画を検討するために必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 策定委員会は、別表第1に掲げる者及び同表に掲げる職にある者をもって構成し、委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、学識経験者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 策定委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第6条 策定委員会に部会を設置する。

- 2 部会は、策定委員会に付議する事項及び策定委員会から指示のある事項に関して必要な調査研究を行う。
- 3 部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

4 部会が必要と認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会長)

第7条 部会に部会長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。

2 部会長は、会務を統括し、必要に応じて会議を招集する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

(ワーキングスタッフ)

第8条 部会の会議に必要な資料の作成その他部会の補佐をするため、部会にワーキングスタッフを置く。

2 ワーキングスタッフは、部会員がその所属する職員のうちから指名する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項及び第7条の定めるところによる。

(事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、教育部教育企画課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年5月31日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

学識経験者3人
武蔵野市立小中学校長会を代表する者2人
武蔵野市開かれた学校づくり協議会を代表する者1人
武蔵野市立小中学校のPTAを代表する者各1人
武蔵野市コミュニティ研究連絡会を代表する者1人

武蔵野市民生児童委員協議会を代表する者 1 人
武蔵野市青少年問題協議会を代表する者 1 人
総合政策部長
財務部長
教育部長

別表第 2（第 6 条関係）

教育部長
総合政策部企画調整課長
総合政策部資産活用課長
財務部財政課長
財務部施設課長
教育部統括指導主事
教育部教育企画課長
教育部指導課長
教育部教育支援課長